

地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和6年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係税目の細目等について所要の規定の整備等を行う。

2 主な改正の内容

(1) 地方税法施行規則の一部改正

- ① 法人事業税の外形標準課税の適用対象法人の見直しに伴い、現行基準（資本金1億円超）に対する補充的な基準で用いる「払込資本の額」（※1）のうち資本剰余金の金額について細目（※2）を定める。

※1 資本金の額又は出資金の額と資本剰余金の金額との合計額

※2 一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、会社計算規則の規定に基づき計算した資本剰余金の金額（これに準ずる金額を含む）

- ② 鉄道事業者が鉄道事業再構築事業により譲渡を受けた不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、対象となる鉄道事業者の細目（※）等を定める。

※ JR本州3社及び大手民鉄以外の鉄道事業者

- ③ 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫等に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について、新たに対象となるナンバープレート解析AIカメラ等の機能要件（※）を定める。

※ 人工知能により、倉庫に出入りするトラックの情報の解析を行う機能 等

(2) 航空機燃料譲与税法施行規則の一部改正

「着陸料」に代えて、新たな譲与基準として「航空機の重量×着陸回数（延べ重量）」及び「旅客数」を用いることに伴い、その算定方法等を定める。

3 施行期日

原則として令和6年4月1日